

家庭・子ども支援室『あゆみ』について

～ あせらず ゆっくり みらいへ ～



焼津市教育委員会 学校教育課

1 家庭・子ども支援とは

(1) 何を行うか

長期化・深刻化した不登校など様々な困難を抱える家庭に対し、学校から情報を得て、スクールソーシャルワーカーなどの専門職やこども相談センターなどの専門機関と緊密に連携し、ケース会議をしたり家庭訪問したりするなど、家庭・子どもへの総合的な支援を行います。

- ・『はじめの一步』…不登校児童生徒等を抱える家庭への支援
- ・『ささえて一步』…経済的な問題を抱える家庭への支援
- ・『いっしょに一步』…様々な困り感から学校生活に不安を感じている家庭への支援

(2) どのように行うのか

学校からの相談を受け、学校教育課の家庭・子ども支援室『あゆみ』担当を中心として、スクールソーシャルワーカー、こども相談センター相談員や民生委員・主任児童委員などの参画を得て、保護者の困り感に寄り添い、家庭を訪問して個別の相談に対応したり、ケース会議をしたり、専門機関につなげたりします。

(3) 家庭・子ども支援室『あゆみ』の目的と役割

家庭・子ども支援は、学校が支援を行うことに困難を抱えている家庭に対し、保護者への支援を通じて子供の育ちを支えていくことを目的としています。具体的には、学校から相談のあった保護者の話を聴くことによる家庭教育に関する悩みや不安の解消、不登校を含む専門的な対応が必要な問題に対しては専門機関の支援につなげたり、保護者が必要とする情報を提供したりすることなどが役割となります。

(4) 具体的な取組の内容

① 学校からの相談への対応

学校からの相談を受け、関係者によるケース会議を実施し、支援方法を検討します。決定した支援方法により、家庭支援を実施します。

② 保護者に対する情報提供、各種手続きの補助

子育てや家庭教育及び福祉サービスに関する様々な情報を保護者に提供します。保護者を対象とした学習機会や交流の場の提供に関する情報や、困り感に対応するための福祉サービスなどの情報を提供し、保護者の参加を促すことで孤立した家庭を地域につなげていきます。また、福祉サービスを受けるための各種手続きに同行し補助します。

③ 専門機関への橋渡し

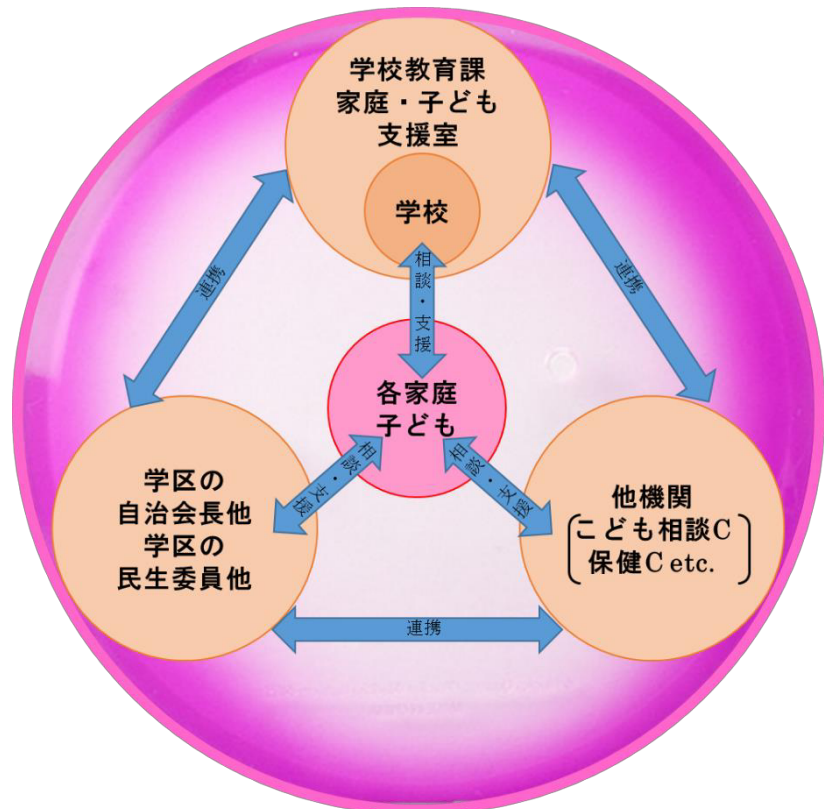
①や②の取組では対応できない専門的な対応が必要なケースについては、中途半端な対応がかえって問題を深刻化させることもあります。したがって、このようなケー

スについては、問題に応じた専門機関と情報を共有し、支援をつないでいきます。

(5) 専門的な対応が必要なケースへの対応

家庭が抱える問題には、不登校やいじめなどの学校生活に関するものにとどまらず、児童虐待や生活問題への支援など福祉分野の支援が必要なケース、保健や医療などの分野の支援が必要なケース、これらの複合的な支援が必要なケースなど、より専門的な対応が必要なケース

に遭遇することがあります。そのため、ケースに応じた専門機関と情報を共有し、支援をつないでいきます。



家庭・子ども支援のイメージ

2 家庭・子ども支援の体制

(1) 学校教育課内への「家庭・子ども支援担当」の配置

① 職員構成

・寺尾正幸主席指導主事 ・有泉剛指導主事 ・栗原由季主任主事

② 課内での連携

生徒指導担当指導主事や、教育センターと常に情報交換を行うことにより、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携、適応指導教室等との連携がスムーズに行われるようにします。

(2) 関係機関との連携の仕組みづくり

① 学校との連携

学校教育課の家庭・子ども支援室担当が、学校からの情報提供の窓口となり、必要な情報については、他機関へつなげることにより、学校が複数の機関に連絡を行うことなく、情報共有ができるようにします。

② 保健・福祉との連携

家庭訪問を通じて、保健・福祉分野の支援が必要と思われるに至ったケースについては、各分野の専門機関への橋渡しがスムーズに行えるよう、要保護児童対策協議会や日常的な情報交換により、連携を図ります。

3 家庭・子ども支援室『あゆみ』の実際

(1) 活動の流れ

① 支援の必要な家庭の発見

主に学校からの相談により、支援を開始します。また、地域の民生委員や保健・福祉など他機関からの情報提供や保護者からの直接依頼により、支援を開始することも考えられます。

② 情報収集・ケース会議による事前評価（アセスメント）

家庭訪問を行う前に、当該家庭の保護者や子供の抱えている課題やニーズについて、情報を収集し、状況把握を行います。その情報をもとに関係者でケース会議を開き、当該家庭の内外の環境の安全やリスク要因の確認も行うと共に、個別課題に応じてどのような支援が必要か事前評価（アセスメント）を行い、その結果に応じた効果的な支援計画を立案します。

③ 家庭訪問（＝支援の実行）

家庭訪問を行う場合、訪問するチーム員の選定など訪問体制を決定します。必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや民生委員、保健・福祉機関等の専門職と一緒に訪問することも検討します。

④ 訪問後の振り返り

訪問を行った後、課内で情報を共有するとともに、必要に応じて他の機関にも参画してもらいケースの検討を行い、次回の対応方針を決定します。

(2) 活動の「出口」

家庭に対する訪問支援を行う場合には、家庭教育における保護者の主体性の形成につながるような支援活動によって保護者の自立を目指すか、または、より専門的な支援につなげるための橋渡しを行うかのいずれかを念頭に置いて支援方針を立てます。

① 課題が軽微なケース

保護者が子供のしつけ等に不安を持っていて相談できる相手がいないといったようなケースであれば、子育てコンシェルジュや子育て経験を有する民生委員等が保護者の話を聴き、求めに応じて情報提供や助言をするなど、不安の解消を目指します。また、孤立感が強い保護者であれば、社会教育課等が開催している家庭教育学級等の学びの場や、保護者同士あるいは親子の交流の場（居場所）への参画を促し、孤立感の解消につなげます。

② 課題が深刻なケース

家庭訪問の結果、深刻な課題が発見され、家庭・子ども支援担当による相談対応等の活動のみでは不十分と判断される場合には、各ケースに応じて必要な専門機関に橋渡しを行い、支援をつないでいきます。例えば、不登校などであれば、適応指導教室やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の連携を深めることで解決の方向性をさぐり、そこで、児童虐待の恐れがある場合には、速やかにこども相談センターや児童相談所等に通告を行います。生活に問題を抱えている場合には、福祉事務所や自立相談支援機関等につなぎます。課題を抱えた家庭の場合、保護者と子供の双方が課題を抱えていることもあります。このような場合、関係機関間の連携による総合的な支援を行っていきます。

4 具体的な支援の見通し

(1) 『はじめの一步』…不登校児童生徒等を抱える家庭への支援

- ・学校または保護者から申し込みをしてもらい、訪問支援を始める。
- ・保護者に対しての説明や申し込みの勧めは、原則学校が行うが、それが難しい場合は、家庭・子ども支援室『あゆみ』担当が直接行う。
- ・初回面談については、対象となる子どもの性格、趣味、興味、得意なことや成育に関する事、不登校の要因となる事などを聞き取る。
- ・学校からの情報と保護者から聞き取った話をもとに、関連機関と連携を取りながらケース会議で支援方針を決める。
- ・訪問は、原則2名で行うが、公用車への同乗は原則行わない。
- ・訪問の経過は随時学校に連絡報告する。
- ・常時、SSW・SC や関連機関と連携しながらアセスメントとプランニングを更新していくが、年度途中では SSW・SC や関連機関との協議会を開くなどして支援方法の精選に努める。

(2) 『ささえて一步』…経済的な問題を抱える家庭への支援

- ・学校諸会費等の滞納など経済的な問題で困っている家庭に、学校から教育委員会へ相談するよう促してもらう。
- ・教育委員会へ、家庭から連絡があれば相談受付ケースとして扱う。
- ・家庭から教育委員会へは連絡はないが、学校から相談のあった家庭へは、電話連絡を取り、家庭訪問の日時を調整。連絡調整ができない場合は、そのまま訪問することもある。
- ・保護者の相談に乗り、福祉関係で行っている様々なサポートや就学援助等の情報を提供し、経済的な問題の解決に結びつくよう支援する。

(3) 『いっしょに一步』…様々な困り感から学校生活に不安を感じている家庭への支援

- ・家庭から学校へ相談があったケースで、学校で対応困難な場合、学校から教育委員会へ相談するよう促してもらう。
- ・教育委員会へ、家庭から連絡があれば相談受付ケースとして扱う。
- ・家庭から教育委員会へは連絡はないが、学校から相談のあった家庭へは、電話連絡を取り、家庭訪問の日時を調整。連絡調整ができない場合は、そのまま訪問することもある。
- ・学校で家庭と相談の面談を行う場合で、学校だけでは解決困難と思われるケースについては、そこへ同席し、今後は家庭・子ども支援チームが対応することを知らせる。
- ・家庭訪問を実施し、保護者の話に傾聴すると共に、保護者が何に困っているのかを明らかにし、必要な機関と連携しながら支援を行う。

5 本年度の事業計画概略（案）

- 4月 校長会での事業内容の説明。各学校に訪問し、事業説明及び案内を行う。
- 5月 民生委員・児童委員への広報。市教頭研修会で事業内容の詳細説明。
- 5～6月 各学校において担任、生徒指導主事・主任、不登校支援担当教諭、養護教諭 等

から児童・生徒に関するヒアリングを行う。加えて、対象家庭を絞り込み、情報を収集しながらアセスメントとプランニングを進めていく。

7月～支援対象家庭を決定し、ケース会議を行った上で訪問開始。訪問に際しては、関係機関やSSW及びSCとの情報交換をしながら進めていく。また訪問の経過を学校へ随時、連絡報告をしていく。

10月 SSW及びSCによる指導・助言①

2月 SSW及びSCによる指導・助言②

3月 対象家庭に対して支援を継続するか終了するのかを学校や関連機関と話し合い判断する

※ 実際の対応は、状況に応じ、臨機応変に行う

6 本年度の実績（7月28日時点）

(1) 経緯

- ・4月、関連機関（児相、はるかぜ、しいの木、こ相セン、子育て支援課、地域福祉課）へ協力依頼と事業説明
- ・4月、校長会で事業説明
- ・4月、市内小中学校（22校）全校に個別訪問をし、『あゆみ』の事業説明及び支援対象児童・生徒・家庭候補の聞取
- ・4月、適応指導教室（焼津適応教室・大井川チャレンジ）、スクールソーシャルワーカーと今後の協力体制についての協議
- ・5月、市内小中学校特別支援教育コーディネーター連絡会で事業説明
- ・5月、教頭会で事業説明及び支援対象家庭報告依頼
- ・5月、子育てコンシェルジュ（市内3か所）への協力依頼と事業説明。
- ・5月、民生委員・児童委員三役会（5/1）及び理事会（5/11）で事業説明
- ・5月、焼津市要保護児童地域対策協議会学齢児部会で対象家庭の情報交換
- ・6月～再度、市内小中学校（22校）全校に支援対象家庭の聞取及び調査

(2) 直接支援の対応実績

○対象児童生徒 27名(22世帯)：申込書受理13名(10世帯) 未受理14名(12世帯)

- ・ケース会議 22回
- ・家庭訪問の回数 43回
- ・保護者面談の回数 17回（9世帯）

※現在のところ、1ケースを除いて「はじめの一步」事業としての対応

(3) 支援を始めて変化の見られたケース

- ・これまで、学校と家庭がつながることが困難であったが、「あゆみ」を通してつながったケース及び良好な関係を築き支援が継続しているケース…9ケース
- ・昨年度または、本年度ほとんど全欠であったが、「あゆみ」の職員が訪問し登校し始めたケース…4ケース

(4) 代表的な事例

事例1 『はじめの一步』(A小4年女児)

3年生のころは全欠。4年になってクラスと担任が替わり、休校明けに1日1時間だけ学校に行けたが、その後、学校へ行けなくなってしまった。年度当初より、学校も本児を心配していたので、学校から『あゆみ』に相談があり、学校職員や適応指導教室、市立病院と連携しながらケース会議を行った。本家庭の支援のきっかけとなったのは、『あゆみ』の職員がスクールソーシャルワーカーの家庭訪問に同行し、家庭とつないでもらったことである。その後、『あゆみ』の職員が保護者との面談をしながら本児の直接支援を行った。現在は、『あゆみ』の職員が週に1回、1時間程度の家庭訪問を行い、本人と一緒に計画した活動(学びのトレーニングプリントや新聞づくりなど)を継続している。また、本児は週に2日、フリースクール「しいの木」も利用している。

事例2 『いっしょに一步』『はじめの一步』

(B小特別支援級4年女児、C中特別支援級2年男児 兄妹)

父が学校の対応への不満を頻繁に学校に対して連絡をしていた。教育委員会にも直接父から連絡があり、父と学校の双方から『あゆみ』に『いっしょに一步』事業の依頼があった。当初の相談内容は妹の通学方法に関することであったが、その後、父から兄妹の療育手帳取得に関して支援依頼があり、今後、『あゆみ』の職員が同行支援をする予定である。現在、兄が不登校傾向にあるので『はじめの一步』事業も並行して行っている。

7. 今後の見通しと課題

- (1) 各校から提出された支援対象(小学校:44 ケース、中学校:54 ケース)について、各校を訪問して聞き取りを行い、受理ケースを決定し、支援対象を広げていく。市内の全小・中学校を訪問する中で、『あゆみ』に期待する声がたくさんあった一方、具体的な支援の方法や学校との連携方法でまだイメージがつかめないとの声もあった。来年度に向けて、『あゆみ』の役割や事業内容のイメージについて、実績を積み上げながら具体化していくことが必須である。
- (2) 学校からは、不登校家庭訪問相談事業の『はじめの一步』だけでなく、子どもの学校生活充実家庭訪問相談事業である『ささえて一步』『いっしょに一步』が、不登校の未然予防にもなるとの考えから、保護者が行う各種手続きの補助をする『あゆみ』の支援に期待が寄せられた。しかし、実際に支援を行うためには、まず、問題を抱える家庭とつながらなければならない。どのように家庭に働きかけることで、スムーズにつながるができるかを、今後、検討していく必要がある。
- (3) 現在、すでにスクールソーシャルワーカーと連動しながらケース会議や家庭訪問に発展しているケースが多くなっているが、今後もスクールソーシャルワーカーとの連携を深めていく必要がある。しかし、スクールソーシャルワーカーの勤務時間・日数が限定されているため、アセスメントをしたり、家庭訪問に同行したりする時間が限られ、連携を十分に行えていないことが課題となっている。